

仕様書

1.件名 社会福祉法人大阪市福島区社会福祉協議会
本会内ハードウェア及びネットワークの保守業務

2.保守期間 2023年4月1日～2024年3月31日

3.保守業務に関わる場所 大阪市福島区社会福祉協議会 事務所内

大阪市福島区海老江 6-2-22

4.参加資格

- (1)事務機器の取り扱い事業者で、過去に当会と1年以内に契約・物品納入及び保守契約の実績がある者。
- (2)大阪市の競争入札参加者名簿で登録されている者。
- (3)大阪市暴力団等排除設置要綱第3条に定める入札等除外措置を受けていないこと、及び要綱別表に掲げるいずれの措置案件にも該当しない者。
- (4)国及びその期間並びに大阪府、大阪市、本会において入札停止処分を受けて2年間を経過する者。
- (5) 情報漏えい抑止の観点から、ISMS 又は P マーク取得している者 又は相当する書類の提出をしている者。

5.その他

(1)価格の提示

- ・保守契約を締結するために必要な金額を明記する事。金額は1年間にかかる費用とする。
- ・契約期間中の台数増減時は本会と落札業者にて協議し、契約内容を再調整する。
- ・見積金額は税込表記で行い、書式は自由とする。

- ・保守に伴う機器内容は、下記内容をもとに費用を算出する事。
また下記機器に関わるネットワーク保守業務についての費用も算出する事。

【端末数】

i 事務所内 サーバー2台・PC52台・ルーター1台・ネットワーク2系統

(2)保守契約の条件

- ・下記を満たす事

- ① 障害発生時は日常業務を遂行できる環境を再構築できるよう、障害切り分け、機器の再設定、部品及び機器の交換、関係各所への連絡を実施する事。
また対応後に同一の障害が起こらぬよう、本会職員に報告の上で予防対策を講じる事。
- ② 機器故障に伴い、すぐに復旧できない場合は一時的に代替品を用意し業務が遂行できるようにする事。その際、必ず当会の承諾を得る事とし、代替品は落札業者負担のもと準備する事。
- ③ 計画停電時に、当会が停電復旧後に円滑に日常業務を遂行できるような対応を行う事。
- ④ 機器交換、及び部品交換に伴う作業費用は落札業者の負担とする事。但し機器代、部品代、特定の業者のみ受託可能となる作業費用は別途とする。
- ⑤ 年末年始・祝祭日を除く月曜日から金曜日の9時～17時にて訪問対応可能である事。
- ⑥ 作業は原則”3. 保守業務に関わる場所”にて行う事。遠隔からの保守業務は認めない。
- ⑦ メーカーを除き、保守業務は落札業者所属の人員で実施する事。再委託は認めない。
また保守体制図を別途提示し、5名以上の人員が含まれている事。
- ⑧ サーバーは下記内容について、障害予防として年間6回以上の定期点検を実施する事。
 - ・内蔵記憶媒体(揮発性部品は除く)の状態確認
 - ・バックアップ動作確認
 - ・ウイルス感染確認
 - ・ウイルス対策ソフトの定義ファイルの更新点検内容の報告は書面にて行い、訪問日程は必ず当会職員と協議の上で調整する事。
また点検結果は書類を以って報告する事。
- ⑨ 保守業務を実施した際は、必ず書面を以って報告し、実施した内容を明記の上、必ず当会職員に署名又は捺印を求める事。
また報告書面は落札業者・本会とそれぞれ1部ずつ保有できるようにする事。

- ⑩ 契約期間中の機器入替にかかる費用も、特定の業者のみ受託可能な作業又は追加機器が必要となる場合を除き、本契約金額内に含める事。また機器入替完了後は内蔵されたハードディスク又は SSD についての破砕証明書を都度提出する事。
メーカー修理、リース契約等の理由で破砕作業ができない場合は、対応内容を本会職員と協議し決定する事。
- ⑪ 当会から要求があった場合、機器一覧表、サーバー設計書を落札業者は提供する事。
その他の資料に関しては、落札業者と当会にて相談の上、原則作成し提出する事。
- ⑫ 契約満了の1ヶ月前までを目途に、保守対応履歴を提出する事。
- ⑬ 本会協力のもと現行保守業者と連携し、円滑に引き継ぎを行う事。引き継ぎ完了までの期間は2週間を目途とする。
引き継ぎの際にかかる費用は落札者の負担とし、引き継ぎ完了後は保守契約に関係する全ての機器のパスワードを変更する事。

(3)その他

- ・ 本仕様書に記載のない事由が発生した場合は、本会と落札業者にて協議し対応を決定する事。
- ・ 本仕様書に関する質問については、FAXのみ可能とする。